尾鷲市向井地区において、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年 法律第101号)第26条第1項に基づき、人と農地の問題解決のため人・農地 プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和4年3月29日

尾鷲市長 加藤 千速

記

- 協議の場を設けた区域の範囲 尾鷲市向井地区
- 2 協議の結果をとりまとめた年月日 令和4年3月29日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数 法人

1経営体

個人

0経営体

集落営農(任意組織)

0 経営体

- 4 3の結果として、当該地域に担い手は十分いるかどうか。 担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中管理機構の活用方針 地域の中心となる経営体へ集積する際、積極的に農地中管理事業の活 用を図る。
- 6 今後の地域農業のあり方 高齢化が進んでおり、今後耕作できなくなる農地が見込まれることか ら、積極的に地域の中心となる経営体へ集積していく。